令和２年仙台市議会議案

（令和２年度一般会計･特別会計･下水道事業会計予算）

第 1 回 定 例 会

議　　案

第 14 号議案　　令和２年度仙台市一般会計予算

第 15 号議案　　令和２年度仙台市都市改造事業特別会計予算

第 16 号議案　　令和２年度仙台市国民健康保険事業特別会計予算

第 17 号議案　　令和２年度仙台市中央卸売市場事業特別会計予算

第 18 号議案　　令和２年度仙台市公共用地先行取得事業特別会計予算

第 19 号議案　　令和２年度仙台市駐車場事業特別会計予算

第 20 号議案　　令和２年度仙台市公債管理特別会計予算

第 21 号議案　　令和２年度仙台市母子父子寡婦福祉資金貸付事業特別会計予算

第 22 号議案　　令和２年度仙台市新墓園事業特別会計予算

第 23 号議案　　令和２年度仙台市介護保険事業特別会計予算

第 24 号議案　　令和２年度仙台市後期高齢者医療事業特別会計予算

第 25 号議案　　令和２年度仙台市下水道事業会計予算

令和２年２月７日提出

仙台市長　郡　　和子

第14号議案

令和２年度仙台市一般会計予算

令和２年度仙台市の一般会計の予算は，次に定めるところによる。

（歳入歳出予算）

第１条　歳入歳出予算の総額は，歳入歳出それぞれ541,088,000千円と定める。

２　歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は，「第１表　歳入歳出予算」による。

（債務負担行為）

第２条　地方自治法第214条の規定により債務を負担する行為をすることができる事項，期間及び限度額は，「第２表　債務負担行為」による。

（市　　債）

第３条　地方自治法第230条第１項の規定により起こすことができる市債の起債の目的，限度額，起債の方法，利率及び償還の方法は，「第３表　市債」による。

（一時借入金）

第４条　地方自治法第235条の３第２項の規定による一時借入金の借入れの最高額は，50,000,000千円と定める。

（歳出予算の流用）

第５条　地方自治法第220条第２項ただし書の規定により歳出予算の各項の経費の金額を流用することができる場合は，次のとおりと定める。

⑴　各項に計上した給料，職員手当等及び共済費に係る予算額に過不足を生じた場合における同一款内でのこれらの経費の各項の間の流用

第 1 表　歳入歳出予算

1　歳　入

（単位：千円）

款	項	金　額
1　市　税		217,874,000
	1　市民税	110,858,000
	2　固定資産税	76,594,000
	3　軽自動車税	1,697,000
	4　市たばこ税	7,321,000
	5　鉱産税	1,000
	6　特別土地保有税	6,000
	7　入湯税	202,000
	8　事業所税	5,674,000
	9　都市計画税	15,521,000
2　地方譲与税		3,106,001
	1　地方揮発油譲与税	1,165,000
	2　自動車重量譲与税	1,655,000
	3　地方道路譲与税	1
	4　森林環境譲与税	120,000
	5　特別とん譲与税	118,000
	6　石油ガス譲与税	48,000
3　利子割交付金		74,000
	1　利子割交付金	74,000
4　配当割交付金		368,000
	1　配当割交付金	368,000
5　株式等譲渡所得割交付金		261,000
	1　株式等譲渡所得割交付金	261,000
6　分離課税所得割交付金		200,000
	1　分離課税所得割交付金	200,000
7　法人事業税交付金		2,114,000
	1　法人事業税交付金	2,114,000
8　地方消費税交付金		26,312,000
	1　地方消費税交付金	26,312,000
9　ゴルフ場利用税交付金		118,000
	1　ゴルフ場利用税交付金	118,000

（単位：千円）

款	項	金　額
10　自動車取得税交付金		1
	1　自動車取得税交付金	1
11　環境性能割交付金		361,000
	1　環境性能割交付金	361,000
12　軽油引取税交付金		6,916,000
	1　軽油引取税交付金	6,916,000
13　国有提供施設等所在市助成交付金		230,000
	1　国有提供施設等所在市助成交付金	230,000
14　地方特例交付金		1,255,000
	1　地方特例交付金	1,255,000
15　地方交付税		19,294,062
	1　地方交付税	19,294,062
16　交通安全対策特別交付金		288,000
	1　交通安全対策特別交付金	288,000
17　分担金及び負担金		2,586,586
	1　分 担 金	12,565
	2　負 担 金	2,574,021
18　使用料及び手数料		16,232,801
	1　使 用 料	11,518,516
	2　手 数 料	4,714,285
19　国庫支出金		91,827,970
	1　国庫負担金	75,919,217
	2　国庫補助金	15,539,529
	3　国委託金	369,224
20　県支出金		26,727,555
	1　県負担金	19,189,107
	2　県補助金	5,269,262
	3　県委託金	2,269,186
21　財産収入		5,101,400
	1　財産運用収入	1,542,788

（単位：千円）

款	項	金　額
	2　財産売払収入	3,558,612
22　寄附金		95,320
	1　寄附金	95,320
23　繰入金		34,992,260
	1　特別会計繰入金	534,832
	2　基金繰入金	34,457,428
24　繰越金		1
	1　繰越金	1
25　諸収入		32,995,643
	1　延滞金，加算金及び過料	172,000
	2　預金利子	220
	3　貸付金元利収入	19,045,373
	4　物品振替金収入	2,657,272
	5　学校給食費収入	4,863,310
	6　受託事業収入	1,448,523
	7　収益事業収入	2,400,000
	8　雑　入	2,408,945
26　市　債		51,757,400
	1　市　債	51,757,400
歳　入　合　計		541,088,000

2　歳　出

（単位：千円）

款	項	金　　額
1　議 会 費		1,554,478
	1　議 会 費	1,554,478
2　総 務 費		34,873,810
	1　総務管理費	23,575,426
	2　企 画 費	6,259,875
	3　税 務 費	4,427,505
	4　選 挙 費	175,649
	5　人事委員会費	174,801
	6　監査委員費	260,554
3　市 民 費		19,539,429
	1　市 民 費	15,592,234
	2　戸籍住民基本台帳費	3,611,164
	3　労働福祉費	336,031
4　健康福祉費		205,432,349
	1　健康福祉費	11,774,165
	2　障害保健福祉費	31,021,767
	3　高齢保健福祉費	29,617,800
	4　児童保健福祉費	88,295,401
	5　生活保護費	30,600,337
	6　災害救助費	116,338
	7　保健衛生費	14,006,541
5　環 境 費		18,476,658
	1　環 境 費	18,476,658
6　経 済 費		23,898,408
	1　商 工 費	21,638,299
	2　農 林 費	2,260,109
7　土 木 費		56,951,408
	1　土木管理費	2,240,252
	2　都市計画費	6,801,849
	3　住 宅 費	5,127,190
	4　道路橋りょう費	26,394,477

（単位：千円）

款	項	金　額
	5　緑 政 費	7,529,449
	6　河 川 費	574,032
	7　下水道費	8,284,159
8　消 防 費		15,161,893
	1　消 防 費	15,161,893
9　教 育 費		97,715,481
	1　教育総務費	10,289,195
	2　小学校費	33,742,030
	3　中学校費	20,620,888
	4　高等学校費	3,925,601
	5　特別支援学校費	1,084,847
	6　学校建設費	10,132,628
	7　社会教育費	7,087,678
	8　市民センター費	1,882,678
	9　保健給食費	8,949,936
10　公 債 費		57,267,343
	1　公 債 費	57,267,343
11　災害復旧費		1,429,264
	1　災害復旧費	1,429,264
12　諸支出金		8,487,479
	1　公営企業費	8,487,479
13　予 備 費		300,000
	1　予 備 費	300,000
歳　出　合　計		541,088,000

第２表

債務負担行為

事項	期間	限度額
公文書館施設整備事業	令和3年度	千円 466,000
公文書館目録システム構築・運用事業	令和3年度から令和8年度まで	118,000
総務事務センター事業	令和3年度から令和8年度まで	367,000
仙台ふるさと応援寄附推進事業	令和3年度から令和5年度まで	124,000
公共事業移転等融資損失補償	令和2年度から令和22年度まで	6,000
本庁舎建替事業	令和3年度から令和9年度まで	742,000
情報化相談事業	令和3年度から令和4年度まで	20,400
情報システム最適化事業	令和3年度から令和8年度まで	1,060,000
ＲＰＡ利活用推進事業	令和3年度から令和7年度まで	412,000
情報セキュリティ対策事業	令和3年度から令和5年度まで	35,400
電子市役所基本システム構築・運用事業	令和3年度	1,000
グループウェアシステム構築・運用事業	令和3年度から令和4年度まで	1,000
庁内ＬＡＮ運用事業	令和3年度から令和8年度まで	1,503,000
情報システムセンター業務運営	令和3年度から令和7年度まで	633,000
税務システム再構築・運用事業	令和3年度	79,200
市民税賦課事業	令和3年度	5,100
固定資産評価システム運用事業	令和3年度から令和5年度まで	131,000
市税・国民健康保険料等催告センター事業	令和3年度から令和5年度まで	228,000
若林区役所維持修繕	令和3年度	43,000
太白区役所維持修繕	令和3年度から令和6年度まで	2,443,700
男女共同参画推進センター運営管理	令和3年度から令和7年度まで	2,421,000

事　　項	期　　間	限　度　額
仙台市民会館運営管理	令和3年度から令和7年度まで	1,187,000
スポーツ施設運営管理	令和3年度から令和7年度まで	6,058,000
スポーツ施設整備事業	令和3年度	703,000
戸籍住民基本台帳端末入力等事務事業	令和3年度から令和5年度まで	451,000
住民情報システム再構築・運用事業	令和3年度から令和6年度まで	34,100
ひとにやさしいまちづくり施設整備資金利子補給	令和3年度から令和12年度まで	2,200
ひとにやさしいまちづくり施設整備資金損失補償	令和2年度から令和12年度まで	6,000
心身障害者医療費助成システム再構築・運用事業	令和3年度から令和10年度まで	252,000
児童発達支援センター運営管理	令和3年度から令和7年度まで	1,719,000
特別養護老人ホーム建設助成事業	令和3年度	524,000
敬老乗車証事務機器賃借	令和3年度から令和7年度まで	18,200
老人福祉センター運営管理	令和3年度から令和7年度まで	618,000
児童手当システム再構築・運用事業	令和3年度から令和10年度まで	370,000
子ども・子育て支援制度管理システム構築・運用事業	令和3年度から令和4年度まで	14,700
子ども・子育て支援制度管理システム再構築・運用事業	令和3年度から令和10年度まで	361,000
子育てふれあいプラザ運営管理	令和3年度から令和7年度まで	165,000
子ども等医療費助成システム再構築・運用事業	令和3年度から令和10年度まで	425,000
児童養護施設等入所 児童自立支援事業	令和3年度から令和5年度まで	29,400
市立保育所大規模修繕	令和3年度	243,000
児童厚生施設運営管理	令和3年度から令和7年度まで	1,228,000
児童厚生施設大規模修繕	令和3年度	141,000
児童館建設事業	令和3年度	178,000
災害援護資金債権管理	令和3年度	38,400

事　　項	期　　間	限　度　額
特定給食システム運用事業	令和3年度	2,700
保健センター大規模修繕	令和3年度	33,100
診療所医療事務事業	令和3年度から令和7年度まで	58,700
生活ごみ分別事典製作	令和3年度	36,800
家庭ごみ及びプラスチック製容器包装収集運搬	令和3年度から令和10年度まで	15,900,000
家庭ごみ等指定袋製造	令和3年度	400,000
家庭ごみ等指定袋保管・配送	令和3年度から令和5年度まで	91,500
紙類定期回収事業	令和3年度から令和10年度まで	2,600,000
缶・びん・ペットボトル等収集運搬	令和3年度から令和10年度まで	8,000,000
葛岡工場維持修繕	令和3年度	190,000
松森工場維持修繕	令和3年度	964,000
中小企業育成融資損失補償	令和2年度から令和19年度まで	581,000
小規模企業小口融資損失補償	令和2年度から令和11年度まで	72,000
新事業創出支援融資損失補償	令和2年度から令和14年度まで	46,300
仙台市国家戦略特別区域一般社団法人等支援保証融資損失補償	令和2年度から令和14年度まで	33,000
観光交流施設運営管理	令和3年度から令和7年度まで	337,000
農地基本台帳システム運用事業	令和3年度から令和6年度まで	14,300
農林漁業振興資金利子補給	令和3年度から令和17年度まで	11,800
建設資材単価調査事業	令和3年度	19,500
仙台市建設公社事業資金損失補償	令和2年度から令和7年度まで	3,200
交通施設バリアフリー化設備整備助成事業	令和3年度	116,000
宅地防災工事資金利子補給	令和3年度から令和12年度まで	159
津波被災地域支援事業	令和3年度	10,200

事　　項	期　　間	限　度　額
市営住宅管理事業	令和3年度から令和7年度まで	11,986,000
市営住宅建設事業	令和3年度	529,000
鶴ケ谷第二市営住宅団地再整備推進事業	令和3年度	155,000
道路新設改良事業	令和3年度から令和7年度まで	2,644,000
橋りょう整備事業	令和3年度	823,000
橋りょう維持事業	令和3年度	1,347,000
都市計画街路事業	令和3年度から令和6年度まで	6,196,000
都市公園施設運営管理	令和3年度から令和7年度まで	105,000
公園整備事業	令和3年度	1,303,000
自衛消防業務講習訓練システム構築・運用事業	令和3年度から令和9年度まで	130,000
消防ヘリコプター整備事業	令和3年度	56,900
防災用ＩＰ無線整備事業	令和3年度から令和7年度まで	148,000
津波避難広報ドローン整備事業	令和3年度	72,700
教育職員人事管理システム運用事業	令和3年度から令和7年度まで	6,000
いじめ防止対策事業	令和3年度から令和5年度まで	41,700
校務支援システム再構築・運用事業	令和3年度から令和8年度まで	1,242,000
標準学力検査及び生活・学習状況調査事業	令和3年度	90,300
増改築校給食調理場備品整備事業	令和3年度	161,700
学校建設事業	令和3年度から令和4年度まで	3,780,100
学校大規模改造事業	令和3年度	2,675,000
大倉ふるさとセンター運営管理	令和3年度から令和7年度まで	141,000
図書館運営管理	令和3年度から令和7年度まで	319,500
市民センター大規模修繕	令和3年度	555,000

事　　項	期　　間	限　度　額
市民センター建設事業	令和3年度	806,000
給食センター運営管理	令和3年度から令和7年度まで	1,261,000
地方債証券の共同発行によって生ずる連帯債務	令和2年度から令和12年度まで	元金1,182,000,000千円及びこれに対する利子相当額

第３表

市　　債

起債の目的	限度額	起債の方法	利率	償還の方法
	千円		%	
公文書館施設整備費	238,600	普通貸借又は証券発行(他の地方公共団体との共同発行を含む。)による。証券発行の場合の発行価格は，額面100円につき98円以上とする。	9.0以内 （ただし，利率見直し方式で借り入れる公的資金について，利率の見直しを行った後においては，当該見直し後の利率）	起債年度から据置期間を含め30年以内に元利均等その他の方法により償還する。ただし，融通条件又は財政の都合により，償還年限を短縮し，又は借り換えることができる。
市庁舎等整備費	176,500	同上	同上	同上
仙台空港整備費	53,900	同上	同上	同上
防災対応型再生可能エネルギー導入費	24,300	同上	同上	同上
区庁舎改修費	494,800	同上	同上	同上
文化振興施設整備費	1,144,400	同上	同上	同上
男女共同参画推進センター施設整備費	41,000	同上	同上	同上
地域施設建設費	894,300	同上	同上	同上
スポーツ施設整備費	935,000	同上	同上	同上
勤労者福祉施設整備費	80,700	同上	同上	同上
社会福祉施設建設費	19,200	同上	同上	同上
障害福祉施設建設費	208,500	同上	同上	同上
高齢福祉施設建設費	760,400	同上	同上	同上
児童福祉施設建設費	405,500	同上	同上	同上
災害援護資金貸付事業費	3,500	同上	同上	同上
保健所施設整備費	3,400	同上	同上	同上
斎場整備費	4,700	同上	同上	同上

起債の目的	限度額	起債の方法	利率	償還の方法
環境施設整備費	1,706,000	普通貸借又は証券発行(他の地方公共団体との共同発行を含む。)による。証券発行の場合の発行価格は，額面100円につき98円以上とする。	9.0以内 （ただし，利率見直し方式で借り入れる公的資金について，利率の見直しを行った後においては，当該見直し後の利率）	起債年度から据置期間を含め30年以内に元利均等その他の方法により償還する。ただし，融通条件又は財政の都合により，償還年限を短縮し，又は借り換えることができる。
商工業振興施設整備費	130,400	同上	同上	同上
観光施設整備費	175,800	同上	同上	同上
林道整備費	3,700	同上	同上	同上
農業用施設整備費	316,700	同上	同上	同上
トイレ洋式化推進事業費	11,400	同上	同上	同上
公共交通施設等整備費	70,800	同上	同上	同上
住宅建設費	1,494,800	同上	同上	同上
道路整備費	8,384,700	同上	同上	同上
自転車等駐車場建設費	461,800	同上	同上	同上
市街灯整備費	248,700	同上	同上	同上
都市計画街路事業費	1,999,700	同上	同上	同上
公園整備費	1,491,200	同上	同上	同上
街路緑化費	36,700	同上	同上	同上
河川改修費	229,200	同上	同上	同上
消防施設整備費	1,180,900	同上	同上	同上
適応指導施設整備費	96,900	同上	同上	同上
学校建設費	6,602,700	同上	同上	同上

起債の目的	限度額	起債の方法	利率	償還の方法
学校屋外照明整備費	36,900	普通貸借又は証券発行(他の地方公共団体との共同発行を含む。)による。証券発行の場合の発行価格は，額面100円につき98円以上とする。	9.0以内 （ただし，利率見直し方式で借り入れる公的資金について，利率の見直しを行った後においては，当該見直し後の利率）	起債年度から据置期間を含め30年以内に元利均等その他の方法により償還する。ただし，融通条件又は財政の都合により，償還年限を短縮し，又は借り換えることができる。
せんだいメディアテーク整備費	24,100	同上	同上	同上
博物館整備費	130,400	同上	同上	同上
科学館整備費	116,800	同上	同上	同上
文化財保存事業費	10,100	同上	同上	同上
市民センター建設費	204,100	同上	同上	同上
給食センター整備費	52,900	同上	同上	同上
農林施設災害復旧費	300,000	同上	同上	同上
土木施設災害復旧費	300,000	同上	同上	同上
庁舎等災害復旧費	779,200	同上	同上	同上
高速鉄道事業出資金	498,000	同上	同上	同上
水道事業出資金	574,100	同上	同上	同上
臨時財政対策	18,600,000	同上	同上	同上
合計	**51,757,400**			

第15号議案

令和２年度仙台市都市改造事業特別会計予算

令和２年度仙台市の都市改造事業特別会計の予算は，次に定めるところによる。

（歳入歳出予算）

第１条　歳入歳出予算の総額は，歳入歳出それぞれ3,295,070千円と定める。

２　歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は，「第１表　歳入歳出予算」による。

第 1 表　歳入歳出予算

1　歳　入

（単位：千円）

款	項	金　額
1　事業収入		1,289,398
	1　土地区画整理事業収入	1,289,398
2　繰入金		2,005,671
	1　一般会計繰入金	2,005,671
3　繰越金		1
	1　繰越金	1
歳　入　合　計		3,295,070

2　歳　出

（単位：千円）

款	項	金　額
1　都市改造事業費		849,687
	1　蒲生北部地区事業費	849,687
2　公債費		2,324,157
	1　公債費	2,324,157
3　諸支出金		121,226
	1　繰出金	121,226
歳　出　合　計		3,295,070

第16号議案

令和２年度仙台市国民健康保険事業特別会計予算

令和２年度仙台市の国民健康保険事業特別会計の予算は，次に定めるところによる。

（歳入歳出予算）

第１条　歳入歳出予算の総額は，歳入歳出それぞれ90,183,649千円と定める。

２　歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は，「第１表　歳入歳出予算」による。

（債務負担行為）

第２条　地方自治法第214条の規定により債務を負担する行為をすることができる事項，期間及び限度額は，「第２表　債務負担行為」による。

（歳出予算の流用）

第３条　地方自治法第220条第２項ただし書の規定により歳出予算の各項の経費の金額を流用することができる場合は，次のとおりと定める。

⑴　第２款保険給付費の各項に計上した保険給付に要する経費に係る予算額に過不足を生じた場合における同一款内でのこれらの経費の各項の間の流用

第 1 表　歳入歳出予算

1　歳　入

（単位：千円）

款	項	金　額
1　国民健康保険料		16,912,753
	1　国民健康保険料	16,912,753
2　一部負担金		2
	1　一部負担金	2
3　使用料及び手数料		1
	1　手 数 料	1
4　国庫支出金		12,391
	1　国庫補助金	12,391
5　県支出金		63,825,458
	1　県補助金	63,825,458
6　連合会支出金		1
	1　連合会補助金	1
7　財産収入		3,000
	1　財産運用収入	3,000
8　繰 入 金		9,312,340
	1　一般会計繰入金	8,620,543
	2　基金繰入金	691,797
9　繰 越 金		1
	1　繰 越 金	1
10　諸 収 入		117,702
	1　雑　　入	117,702
歳　入　合　計		90,183,649

2　歳　出

（単位：千円）

款	項	金　額
1　総 務 費		2,010,314
	1　総務管理費	2,010,314
2　保険給付費		62,941,438
	1　療養諸費	55,219,527
	2　高額療養諸費	7,415,002
	3　出産育児葬祭諸費	306,909
3　国民健康保険事業費納付金		24,097,104
	1　医療給付費	16,601,586
	2　後期高齢者支援金等	5,768,608
	3　介護納付金	1,726,910
4　保健事業費		1,066,260
	1　特定健康診査等事業費	943,987
	2　保健事業費	122,273
5　諸支出金		68,533
	1　還 付 金	68,533
歳　出　合　計		90,183,649

第２表

債　務　負　担　行　為

事　　項	期　　間	限　度　額
市税・国民健康保険料等催告センター事業	令和３年度から令和５年度まで	千円 353,000
国民健康保険システム再構築・運用事業	令和３年度から令和10年度まで	2,136,000
国民健康保険料当初納入通知書作成・送付	令和３年度から令和６年度まで	30,400

第17号議案

令和２年度仙台市中央卸売市場事業特別会計予算

令和２年度仙台市の中央卸売市場事業特別会計の予算は，次に定めるところによる。

（歳入歳出予算）

第１条　歳入歳出予算の総額は，歳入歳出それぞれ4,209,638千円と定める。

２　歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は，「第１表　歳入歳出予算」による。

（債務負担行為）

第２条　地方自治法第214条の規定により債務を負担する行為をすることができる事項，期間及び限度額は，「第２表　債務負担行為」による。

（市　　債）

第３条　地方自治法第230条第１項の規定により起こすことができる市債の起債の目的，限度額，起債の方法，利率及び償還の方法は，「第３表　市債」による。

第 1 表　歳入歳出予算

1　歳　入

（単位：千円）

款	項	金　額
1　使用料及び手数料		1,512,605
	1　使用料	1,512,605
2　県支出金		242,942
	1　県支出金	242,942
3　財産収入		1
	1　財産運用収入	1
4　繰入金		557,816
	1　一般会計繰入金	557,816
5　繰越金		1
	1　繰越金	1
6　諸収入		363,173
	1　雑　入	363,173
7　市　債		1,533,100
	1　市　債	1,533,100
歳　入　合　計		4,209,638

2　歳　出

（単位：千円）

款	項	金　額
1　中央卸売市場費		3,307,417
	1　中央卸売市場費	3,307,417
2　公債費		902,221
	1　公債費	902,221
歳　出　合　計		4,209,638

第２表

債　務　負　担　行　為

事　　項	期　　間	限　度　額
本　　場　　運　　営	令　和　3　年　度	千円 85,100

第３表

市　　債

起債の目的	限度額	起債の方法	利率	償還の方法
本場事業費	千円 692,500	普通貸借又は証券発行(他の地方公共団体との共同発行を含む。)による。証券発行の場合の発行価格は，額面100円につき98円以上とする。	% 9.0以内 （ただし，利率見直し方式で借り入れる公的資金について，利率の見直しを行った後においては，当該見直し後の利率）	起債年度から据置期間を含め30年以内に元利均等その他の方法により償還する。ただし，融通条件又は財政の都合により，償還年限を短縮し，又は借り換えることができる。
食肉市場事業費	840,600	同　上	同　上	同　上
合　計	1,533,100			

第18号議案

令和２年度仙台市公共用地先行取得事業特別会計予算

令和２年度仙台市の公共用地先行取得事業特別会計の予算は，次に定めるところによる。

（歳入歳出予算）

第１条　歳入歳出予算の総額は，歳入歳出それぞれ1,430,374千円と定める。

２　歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は，「第１表　歳入歳出予算」による。

第 1 表　歳入歳出予算

1　歳　入

（単位：千円）

款	項	金　額
1　公共用地先行取得事業収入		1,393,374
	1　財産収入	468,939
	2　繰 入 金	924,435
2　土地開発基金収入		37,000
	1　基金収入	37,000
歳　入　合　計		1,430,374

2　歳　出

（単位：千円）

款	項	金　額
1　公共用地先行取得事業費		312,442
	1　公共用地先行取得事業費	312,442
2　土地開発基金費		37,000
	1　基金積立金	37,000
3　諸支出金		1,080,932
	1　返 還 金	1,080,932
歳　出　合　計		1,430,374

第19号議案

令和２年度仙台市駐車場事業特別会計予算

令和２年度仙台市の駐車場事業特別会計の予算は，次に定めるところによる。

（歳入歳出予算）

第１条　歳入歳出予算の総額は，歳入歳出それぞれ252,815千円と定める。

２　歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は，「第１表　歳入歳出予算」による。

第 1 表　歳入歳出予算

1　歳　入

（単位：千円）

款	項	金　額
1　使用料及び手数料		140,672
	1　使用料	140,672
2　財産収入		775
	1　財産運用収入	775
3　繰越金		1
	1　繰越金	1
4　諸収入		111,367
	1　雑　入	111,367
歳　入　合　計		252,815

2　歳　出

（単位：千円）

款	項	金　額
1　駐車場事業費		153,416
	1　駐車場事業費	153,416
2　諸支出金		99,399
	1　繰出金	99,399
歳　出　合　計		252,815

第20号議案

令和２年度仙台市公債管理特別会計予算

令和２年度仙台市の公債管理特別会計の予算は，次に定めるところによる。

（歳入歳出予算）

第１条　歳入歳出予算の総額は，歳入歳出それぞれ115,746,496千円と定める。

２　歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は，「第１表　歳入歳出予算」による。

（市　　債）

第２条　地方自治法第230条第１項の規定により起こすことができる市債の起債の目的，限度額，起債の方法，利率及び償還の方法は，「第２表　市債」による。

第 1 表　歳入歳出予算

1　歳　入

（単位：千円）

款	項	金　額
1　繰入金		83,063,796
	1　他会計繰入金	60,868,482
	2　基金繰入金	22,195,314
2　市　債		32,682,700
	1　市　債	32,682,700
歳　入　合　計		115,746,496

2　歳　出

（単位：千円）

款	項	金　額
1　公債費		115,746,496
	1　公債費	115,746,496
歳　出　合　計		115,746,496

第２表

市　　債

起債の目的	限度額	起債の方法	利率	償還の方法
	千円		%	
借換	32,682,700	普通貸借又は証券発行(他の地方公共団体との共同発行を含む。)による。証券発行の場合の発行価格は，額面100円につき98円以上とする。	9.0以内	起債年度から据置期間を含め25年以内に元利均等その他の方法により償還する。ただし，融通条件又は財政の都合により，償還年限を短縮し，又は借り換えることができる。

第21号議案

令和２年度仙台市母子父子寡婦福祉資金貸付事業特別会計予算

令和２年度仙台市の母子父子寡婦福祉資金貸付事業特別会計の予算は，次に定めるところによる。

（歳入歳出予算）

第１条　歳入歳出予算の総額は，歳入歳出それぞれ97,936千円と定める。

２　歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は，「第１表　歳入歳出予算」による。

第 1 表　歳入歳出予算

1　歳　入

（単位：千円）

款	項	金　額
1　繰入金		40,062
	1　一般会計繰入金	40,062
2　繰越金		1
	1　繰越金	1
3　諸収入		57,873
	1　貸付金元利収入	56,924
	2　雑　入	949
歳　入　合　計		97,936

2　歳　出

（単位：千円）

款	項	金　額
1　母子父子寡婦福祉資金貸付事業費		97,936
	1　母子父子寡婦福祉資金貸付事業費	97,936
歳　出　合　計		97,936

第22号議案

令和２年度仙台市新墓園事業特別会計予算

令和２年度仙台市の新墓園事業特別会計の予算は，次に定めるところによる。

（歳入歳出予算）

第１条　歳入歳出予算の総額は，歳入歳出それぞれ776,444千円と定める。

２　歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は，「第１表　歳入歳出予算」による。

（市　　債）

第２条　地方自治法第230条第１項の規定により起こすことができる市債の起債の目的，限度額，起債の方法，利率及び償還の方法は，「第２表　市債」による。

第 1 表　歳入歳出予算

1　歳　入

（単位：千円）

款	項	金　額
1　使用料及び手数料		251,108
	1　使用料	251,108
2　繰入金		191,581
	1　一般会計繰入金	191,581
3　借入金		152,520
	1　一般会計借入金	152,520
4　繰越金		1
	1　繰越金	1
5　諸収入		1,234
	1　雑　入	1,234
6　市　債		180,000
	1　市　債	180,000
歳　入　合　計		776,444

2　歳　出

（単位：千円）

款	項	金　額
1　墓園事業費		322,139
	1　墓園事業費	322,139
2　公債費		374,761
	1　公債費	374,761
3　諸支出金		79,544
	1　返還金	79,544
歳　出　合　計		776,444

第２表

市　　債

起債の目的	限度額	起債の方法	利率	償還の方法
	千円		%	
墓園整備費	180,000	普通貸借又は証券発行(他の地方公共団体との共同発行を含む。)による。証券発行の場合の発行価格は，額面100円につき98円以上とする。	9.0以内 （ただし，利率見直し方式で借り入れる公的資金について，利率の見直しを行った後においては，当該見直し後の利率）	起債年度から据置期間を含め30年以内に元利均等その他の方法により償還する。ただし，融通条件又は財政の都合により，償還年限を短縮し，又は借り換えることができる。

第23号議案

令和２年度仙台市介護保険事業特別会計予算

令和２年度仙台市の介護保険事業特別会計の予算は，次に定めるところによる。

（歳入歳出予算）

第１条　歳入歳出予算の総額は，歳入歳出それぞれ78,264,549千円と定める。

２　歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は，「第１表　歳入歳出予算」による。

（債務負担行為）

第２条　地方自治法第214条の規定により債務を負担する行為をすることができる事項，期間及び限度額は，「第２表　債務負担行為」による。

（歳出予算の流用）

第３条　地方自治法第220条第２項ただし書の規定により歳出予算の各項の経費の金額を流用することができる場合は，次のとおりと定める。

⑴　第２款保険給付費の各項に計上した保険給付に要する経費に係る予算額に過不足を生じた場合における同一款内でのこれらの経費の各項の間の流用

第 1 表　歳入歳出予算

1　歳　入

（単位：千円）

款	項	金　額
1　介護保険料		17,653,217
	1　介護保険料	17,653,217
2　使用料及び手数料		24,554
	1　手 数 料	24,554
3　国庫支出金		16,657,219
	1　国庫負担金	12,920,416
	2　国庫補助金	3,736,803
4　支払基金交付金		20,161,485
	1　支払基金交付金	20,161,485
5　県支出金		11,000,426
	1　県負担金	10,316,950
	2　県補助金	683,476
6　財産収入		5,000
	1　財産運用収入	5,000
7　繰 入 金		12,759,955
	1　一般会計繰入金	12,238,473
	2　基金繰入金	521,482
8　繰 越 金		1
	1　繰 越 金	1
9　諸 収 入		2,692
	1　雑　入	2,692
歳　入　合　計		78,264,549

2　歳　出

（単位：千円）

款	項	金　額
1　総 務 費		1,962,636
	1　総務管理費	1,962,636
2　保険給付費		71,499,594
	1　介護サービス等諸費	67,030,659
	2　高額介護サービス諸費	2,164,562
	3　特定入所者介護サービス費	2,304,373
3　地域支援事業費		4,665,671
	1　地域支援事業費	4,665,671
4　基金積立金		5,000
	1　基金積立金	5,000
5　諸支出金		31,648
	1　還 付 金	24,712
	2　諸支出金	6,936
6　予 備 費		100,000
	1　予 備 費	100,000
歳　出　合　計		78,264,549

第２表

債　務　負　担　行　為

事　　項	期　　間	限　度　額
市税・国民健康保険料等催告センター事業	令和３年度から令和５年度まで	千円 121,000
介護保険事業事務機器賃借	令和３年度から令和７年度まで	15,600

第24号議案

令和２年度仙台市後期高齢者医療事業特別会計予算

令和２年度仙台市の後期高齢者医療事業特別会計の予算は，次に定めるところによる。

（歳入歳出予算）

第１条　歳入歳出予算の総額は，歳入歳出それぞれ12,120,324千円と定める。

２　歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は，「第１表　歳入歳出予算」による。

（債務負担行為）

第２条　地方自治法第214条の規定により債務を負担する行為をすることができる事項，期間及び限度額は，「第２表　債務負担行為」による。

第 1 表　歳入歳出予算

1　歳　入

（単位：千円）

款	項	金　額
1　後期高齢者医療保険料		9,895,533
	1　後期高齢者医療保険料	9,895,533
2　繰入金		2,184,288
	1　一般会計繰入金	2,184,288
3　繰越金		1
	1　繰越金	1
4　諸収入		40,502
	1　雑　入	40,502
歳　入　合　計		12,120,324

2　歳　出

（単位：千円）

款	項	金　額
1　総務費		210,173
	1　総務管理費	210,173
2　後期高齢者医療広域連合納付金		11,865,151
	1　後期高齢者医療広域連合納付金	11,865,151
3　諸支出金		40,000
	1　還付金	40,000
4　予備費		5,000
	1　予備費	5,000
歳　出　合　計		12,120,324

第２表

債　務　負　担　行　為

事　　項	期　　間	限　度　額
後期高齢者医療システム再構築・運用事業	令和３年度から令和10年度まで	千円 839,000

第25号議案

令和2年度仙台市下水道事業会計予算

（総　則）

第1条　令和2年度仙台市下水道事業会計の予算は，次に定めるところによる。

（業務の予定量）

第2条　業務の予定量は，次のとおりとする。

(1)	汚水処理戸数	519,200戸
(2)	年間総汚水処理水量	132,340千㎥
(3)	1日平均汚水処理水量	363千㎥
(4)	主要な建設改良事業	
	管きょ建設費	8,577,033千円
	ポンプ場建設費	2,107,545千円
	処理場建設費	1,619,686千円

（収益的収入及び支出）

第3条　収益的収入及び支出の予定額は，次のとおりと定める。

収　　入

第1款　下水道事業収益	**37,555,072**千円
第1項　営業収益	25,036,090千円
第2項　営業外収益	11,824,406千円
第3項　特別利益	694,576千円

支　　出

第1款　下水道事業費用	**35,074,831**千円
第1項　営業費用	30,563,812千円
第2項　営業外費用	3,483,667千円
第3項　特別損失	977,352千円
第4項　予備費	50,000千円

（資本的収入及び支出）

第４条　資本的収入及び支出の予定額は，次のとおりと定める（資本的収入額が資本的支出額に対し不足する額13,458,134千円は，当年度分消費税及び地方消費税資本的収支調整額577,488千円，過年度分損益勘定留保資金6,447,708千円及び当年度分損益勘定留保資金6,432,938千円で補てんするものとする。）。

収　　入

第１款　資本的収入	**19,929,278**千円
第１項　企業債	15,426,100千円
第２項　国庫支出金	3,453,520千円
第３項　固定資産売却代金	1,477千円
第４項　他会計負担金	14,022千円
第５項　他会計出資金	666,138千円
第６項　負担金	6,157千円
第７項　その他資本的収入	361,864千円

支　　出

第１款　資本的支出	**33,387,412**千円
第１項　建設改良費	13,651,891千円
第２項　企業債償還金	19,711,264千円
第３項　その他資本的支出	24,257千円

（債務負担行為）

第５条　債務負担行為をすることができる事項，期間及び限度額は，次のとおりと定める。

事項		期間	限度額
(1)	水洗便所改造資金利子補給	令和３年度から令和５年度まで	1,300千円
(2)	水洗便所改造資金損失補償	令和２年度から令和６年度まで	7,000千円
(3)	下水道建設事業	令和３年度から令和６年度まで	10,021,000千円

（企業債）

第６条　起債の目的，限度額，起債の方法，利率及び償還の方法は，次のとおりと定める。

起債の目的	限度額	起債の方法	利率	償還の方法
(1) 公共下水道事業	8,188,800千円	普通貸借又は証券発行による。証券発行の場合の発行価格は，額面100円につき98円以上とする。	９．０％以内（ただし，利率見直し方式で借り入れる公的資金について，利率の見直しを行った後においては，当該見直し後の利率）	起債年度から据置期間を含め40年以内に元利均等その他の方法により償還する。ただし，融通条件又は財政の都合により，償還年限を短縮し，又は借り換えることができる。
(2) 農業集落排水事業	97,800千円	同　上	同　上	同　上
(3) 浄化槽事業	110,900千円	同　上	同　上	同　上
(4) 借換債	1,728,600千円	同　上	同　上	同　上
(5) 資本費平準化債	5,300,000千円	同　上	同　上	同　上

（一時借入金）

第７条　一時借入金の限度額は，5,000,000千円とする。

（予定支出の各項の経費の金額の流用）

第８条　予定支出の各項の経費の金額を流用することができる場合は，次のとおりと定める。

(1)　第１款下水道事業費用のうち第１項営業費用，第２項営業外費用，第３項特別損失に係る予算額に過不足を生じた場合における項間の流用。

（議会の議決を経なければ流用することのできない経費）

第９条　次に掲げる経費については，その経費の金額を，それ以外の経費の金額に流用し，又はそれ以外の経費をその経費の金額に流用する場合は，議会の議決を経なければならない。

(1)　職員給与費　2,188,154千円

（他会計からの補助金）

第10条　下水道事業の雨水処理費等に充当するため，一般会計からこの会計へ補助を受ける金額は，8,271,800千円である。

（たな卸資産の購入限度額）

第11条　たな卸資産の購入限度額は，30,000千円と定める。

再生紙を使用しています。